



立川ひろとしの議会報告

平成20年10月1日

後援会報 29号

発行：立川ひろとし後援会



日本の食の安全はどこへ…

後援会の皆さまには、日頃から立川ひろとしの議会活動に、ご理解、ご支援を頂きまして、ありがとうございます。また、本誌をご愛読頂いていることに対しましても御礼申し上げます。



昨今、中国のギョウザ問題に端を発し、産地偽装、事故米問題など、日本の食の安全が危機的状態にあることが大きく問題視されています。政府は、具体的な手立てをうつどころか、そういった不正を働いた業者から接待を受けたり、大臣が不謹慎な発言を繰り返すなど、怒りを乗り越して、もう、何を信頼していいのか全く分かりません。

これは、国・官僚・国政といった、現場を知らない人たち、いわゆる中央政府の能力の限界を顕著に表わした事例であり、今後は、地産地消などによる、消費者にとって、生産から加工、食卓に並ぶまで、目のとどく地域を主体とした食の安全への取り組みにシフトすべきと強く思うところであります。

さらに、地方自治体の責務は重要との認識で、今後も、活動を続けて行きたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

9月議会のポイントは…

今回の議会では、決算特別委員会が設置され、平成19年度 一般会計、特別会計、水道事業会計の審査が行われ、いわゆる、平成19年度の結城市のお金の使い方と効果などについて、活発に質疑が行われました。

また、以下の案件についても、活発な議論のもとで可決されました。

- ① 結城市環境基金の設置
- ② 教育事務評価委員の報酬規定の新設
- ③ 2件の工事請負契約に対する同意
- ④ 教育委員の新任2名の推薦に対する同意

9月議会の議案審議の中から

■ 結城市環境基金の設置について

- ・ 現在、市民の皆さんの協力により行われている「資源物分別回収」によって得られる資源物の売却益の一部を基金として積み立て、環境保全施策の推進を図るために設置。

■ 工事請負契約の締結について

① 農業集落排水施設の建設について

- ・ 江川南地区 農業集落排水処理施設 建設工事の契約に同意
- ・ 契約金額 258,195,000円（含：消費税）

② 雨水幹線の工事について

- ・ 逆井土地区画整理 地内 雨水幹線新設工事の契約に同意
- ・ 契約金額 121,065,000円（含：消費税）

■ 教育事務評価委員の報酬額の決定について

- ・ 上位法の改正により、教育事務の管理 及び 執行が適正に行われているか点検、評価を行うことが義務付けられたことにより、教育事務評価委員を設置するために、報酬額が5,000円/日に設定された。
- ・ 評価結果は、議会に報告し、一般に公開することが義務付けられている。
- ・ 結城市では3名の評価委員を置く予定。

ホームページでも活動報告をしています！

<http://www.tacho-net.com/tacho/>



1

■ 平成19年度 決算審査について

平成19年度の各会計の収入・支出は以下の通り

会計名		収入	支出	収支	
一般会計		14,944,192	14,610,332	333,860	
特別会計	国民健康保険	5,891,084	5,793,400	97,684	
	老人保険	3,910,152	3,910,052	100	
	介護保険	介護保険事業	2,136,453	2,107,937	28,516
		介護サービス事業	7,176	7,176	0
	駐車場事業	1,666	1,665	1	
	公共用地先行取得事業	137,891	137,891	0	
	南部第一土地区画整理	85,485	84,985	500	
	南部第一土地区画整理	480,109	476,309	3,800	
	南部第一土地区画整理	221,154	220,654	500	
	南部第一土地区画整理	263,087	252,587	10,500	
	公共下水道事業	1,756,750	1,755,640	1,110	
	農業集落排水事業	424,858	424,857	1	
	住宅資金等貸付事業	12,807	12,806	1	
水道事業	収益的収支	1,081,303	1,041,124	40,179	
	資本的収支	479,452	902,706	▲ 423,254	

※ 金額の単位は千円

※ 水道事業会計の資本的収支の不足分は、当年度消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金より補てん

■ 教育委員会の委員の選任について

- ・ 10月下旬で任期満了により退任される2人の教育委員の後任に、松浦修三さん（大木）、土田構治さん（公達）を選任することに同意

※ これまで、教育委員に保護者（20歳未満の子を持つ親）を1名以上入れることが努力目標として定められていたが、法改正により、義務付けられることになった。

■ 平成19年度 決算における財務諸表数値について

項目名	国の基準値		結城市 実績	夕張市
	早期健全化基準	財政再生基準		
実質赤字比率	13.34	20.00	－（－3.21）	730.0
連結実質赤字比率	18.34	40.00	－（－15.8）	739.0
実質公債費比率	25.0	35.0	17.1（20.6）	39.0
将来負担比率	350.0	－	124.1	1237.0

※ 数値の単位は%

※ 結城市の実質赤字比率、連結赤字比率は黒字のため、該当数値がないので、どのくらい黒字であるかマイナスで計算してもらって掲載した。（総務省はマイナス表記について、義務付けていないようである）

※ 結城市の実質公債費比率の（）内の値は、昨年までの計算方法による値

※ 夕張市の数値は朝日新聞インターネットサイトに掲載された記事より抜粋

■ 解説

- ・ 実質赤字比率 … 一般会計に占める赤字の割合
- ・ 連結実質赤字比率 … 公営企業などを含む全会計に占める赤字の割合
- ・ 実質公債費比率 … 自治体の収入に対する借金返済額の割合
- ・ 将来負担比率 … 一般会計等が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率

早期健全化基準を越えると、いわゆる「黄色信号」扱いとなり、財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を行う義務が発生。

財政再生基準を越えると、破綻団体とされ、財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組むこととなる。総務大臣の許可が得られなければ地方債の起債が出来なくなるし、再建のために、税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しもせざるを得なくなる。

今回の諸表で、実質公債費比率の算定方法が変更となり、結城市の場合は18%を下回り、起債にあたって県の許可が不要になった。しかし、**計算方法が変わっただけで、財政的に好転したわけではなく、旧計算方法では20.6%であり、依然として高い数値である。**

規制がなくなったことはよしとしても、自治体再生を図る指標の計算方法がたった数年で、安易な方向へ変更される事は、国の自治体再生に対する考え方のあいまいさが露呈していると感じている。

1. 財政健全化判断指標に見る結城市の財政状況

- 【質問】**
- ① 実質公債費比率の算出変更により、18%を切っているが、今後の予算編成の方針に与える影響は？
 - ② 実質公債費比率の算出変更前 実績でも、当初計画より前倒しで比率が下がっているが、今後の実質公債費率の変遷の見通しは？
 - ③ 18%を切ったことにより得られた財政再建のための優遇措置（早期償還）や計画への影響はあるのか？



【答弁：市長公室長】

- ① 18%を切ったことにより、地方債起債における許可団体から同意団体になったが、旧計算方法では20.6%と依然として高い数値である。県内自治体平均より高い数値であることから、昨年策定した公債費負担適正化計画に基づいた財政運営を行い、昨年同様の予算編成で臨まざるを得ない。
- ② （変更前の算出方法による）計画では今年度 20.9%の見込みが、20.6%と若干下がっている。これは保証金免除による繰上償還を行ったことが要因と考えられ、今後も、計画より前倒しで数値が好転すると考えている
- ③ 昨年度、実質公債費率が18%を超えたことにより、水道事業、公共下水道事業で経営健全化計画を策定することで、H20.3月 7億2160万円、H20.9月 2億6270万円、H21.3月 5億3253万円、H22.3月 4億9685万円 総額 20億1368万円の保証金免除 繰上償還を行う許可をもらった。18%を切った今年度も実施できる。



2. 中心市街地活性化の方策について

【質問】

- ① 抜本的な方向付けをしなければ、まちづくりの方向性が見いだせないとおもうが、どのように考えているのか？（観光・商業 両面という考え方を刷新すべき）



【答弁：産業経済部長】

- ① 結城市第4次総合計画 後期基本計画で「にぎわいのある商業の振興」「魅力ある豊かな郷土づくり」と策定されている通り、観光も商業も重要な施策であると考えている。観光事業、商業事業の一方に偏ることなく、車の両輪のように、観光と商業が相互に協力し合い、相乗効果が生かせるよう、市内、県内に情報を発信し、より多くの人に結城の良さをアピールしていきたい。



3. 情報蔓延化社会をみすえた情報選択教育について

【質問】

- ① 危険な情報から単に遠ざける教育ではなく、あえて、見せる教育を行い、どんな情報が蔓延し、どんな危険があるのかを教えることを通して、情報の判別をできる目を養う教育が必要であると思うが、考えを伺いたい。



【答弁：教育長】

- ① 情報から遮断する教育は根本の解決にならないことは同感であり、学校ではできるだけ多くの事例を示しながら、友人の誘い、興味本位から安易に行動することの危険性を教えている。しかし、学校で、いわゆる有害情報を示しながらの教育は、相当の覚悟と決断が必要。



家庭では親子関係が確立され、子の性格を熟知しており、その後のフォローも十分にできる。一方、教師が多数の子供に対して一斉指導を行う場合は、個々の子供の受け止め方が異なることから、判断能力の教育に期待通りとなるとは限らず、かえって好奇心をあおって行動に走るきっかけになることが懸念される。

すでに結城市でも実施しているが、「県メディア教育指導員」を外部講師として招き、専門的な立場から、豊富な事例をもとにした、わかりやすい授業が得策であると考えている。また、携帯電話、パソコンを買い与えた保護者にも、危機意識を持ってわが子の指導をしてもらうことも必要であると考えている。

1. 財政健全化判断指標に見る結城市の財政状況

今回の新たな指標は自治体を一気に破綻することを防ぐための指数であり、単に指示どおりに計算するだけでなく、そこから何を読み取り、どういった施策を示すのかが重要であり、今後の執行部の課題となるだろう。結城市も、これまで通り、公債費負担適正化計画を実施し、早期に財政再建を図るとの考えが示された事や、算定方法の変更による再建計画への悪影響がない事にはほっとしている。②ページでも述べたが、国の安易方向への算定方法変更には、怒りを禁じえない。もう、国が一律で地方を管理する時代は終えるべきであると認識している。

2. 中心市街地活性化の方策について

中心市街地活性化はどの市町村も抱える大きな課題。私は、観光を中心とした方向性を出し、政策を集中的に短期間で実行し、中心市街地への誘客を図る事によって、商業に結びつける考え方を常々持っており、同じ意見を持つ議員とともに、何度か提案をしたが、実現には至っていない。時代はどんどん変わっていく。決断が遅れるほど時期を逸してしまう。一律横並び的な方策で少しずつ進めるのではなく、予算・人員を集中的に投資し、短期間で効果をあげる手法で取り組むべきと感じている。

3. 情報蔓延化社会をみすえた情報選択教育について

今回の「見せる教育」の考え方は、大きなリスクを伴う可能性を十分認識して質問に立った。私は、情報を遠ざけるだけの教育は、在学中に問題が起きないように先送りをするだけではないかと考えている。義務教育の終わった子供たちが、予備知識がないままに、いきなり危険な情報にさらされ、判断する能力がないばかりに危険な犯罪に巻き込まれるといった事は絶対に避けなければならない。結城市でも専門知識を持った方を外部講師に招いて、事例を含めた教育に着手しているとの事で、これをさらに進めるとともに、家庭での親子間でのインターネット教育も、ぜひとも進めてほしい。

先日の議会全員協議会で、個人的に受けてきた研修をもとに、議会改革の全国的な事例を交えながら、必要性を提案しました。内容は下記のとおりです。

- ① 議会基本条例を作り、議会の位置づけ、権限の強化を行う
- ② 議員同士が議論を行える機会（機関）をつくり、議会としての意見の集約をはかり、必要な条例を議会側から提案していく
- ③ 年4回ではなく、通年議会とし、毎月の上旬に議案が上程され、下旬に採決を取るなど、諸問題への即対応を可能とする
- ④ 地方自治法の改正で1議員が複数の常任委員会に所属できるようになったので、予算特別委員会を予算常任委員会に格上げし、常時、予算審議が議会全体で行えるようにする。（現在は当初予算のみ全体審議）
- ⑤ 議会事務局を議会局に格上げし、スタッフの増強を図り、執行部に對抗して、調査・研究・議員活動の支援ができる組織とする
- ⑥ 議会の調査能力 拡大のため、議会事務局が外部組織や諮問委員会などの設置を可能とする
- ⑦ 議員全員で主催する議会報告会を開催し、各地域へ出向いて、住民への活動報告を議会の仕事として行う
- ⑧ 議長選挙において、会派による単なる数合わせではなく、政策やマニフェストを提示し、議長になってなにをやりたいかを表明して行う

いずれも、従来のチェック機関としての議会から脱却し、真に住民の代表として、住民の声を集約し、政策に反映する手法を確率するために必要な考え方であり、すでに着手している地方議会が数多くあります。今後、さらに提案を進め、1つでも多く議会改革を実現させたいと考えております。

●平成20年 結城市議会 第4回 定例会 日程（案）のお知らせ

12月 9日（火）	本会議（開会）	12月12日（金）	総務委員会
12月10日（水）	一般質問	12月15日（月）	産業・建設委員会
12月11日（木）	一般質問	12月16日（火）	教育・福祉委員会
		12月19日（金）	本会議（閉会）

※あくまで案であり、変更となる場合もあります